

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 9 日

国土交通省住宅局
建築指導課関係法人 御中

国土交通省住宅局建築指導課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた対応について
(協力依頼)

令和 3 年 7 月 8 日に開催された第 70 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、東京都を緊急事態措置区域に追加し、実施すべき期間を 7 月 12 日から 8 月 22 日までとすること、沖縄県について緊急事態措置の実施すべき期間を 8 月 22 日まで延長すること、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について 7 月 11 日をもってまん延防止等重点措置を終了すること、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を 8 月 22 日まで延長することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、同日開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添 5 のとおり指示がなされ、また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添 1～3 のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添 1 別紙 3）を踏まえて適切にご対応いただくとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底について引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

また、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）（別添 2）、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（別添 3）についても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、所属会員に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

（別添 1）「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」

（別添 1 別紙 1）「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

（別添 1 別紙 2）「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添 1 別紙 3) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 7 月 8 日変更)

(別添 2) 「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添 2 参考) 「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」

(別添 3) 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添 4) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添 5) 第 3 1 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示